

# 札幌弁護士会 人権賞募集のご案内

札幌弁護士会は、2004年3月、人権擁護活動の高揚に寄与することを目的として札幌弁護士会人権賞を創設し、人権擁護の分野において活動を行い、優れた業績を上げた個人、グループ又は団体を表彰させていただいております。

本年度も、地域社会で優れた人権擁護活動をしている方々を表彰させていただきたく、下記要領で募集いたしますので、皆様から積極的にご応募、ご推薦をいただきますようお願い申し上げます。

基本的人権の擁護と社会正義の実現は弁護士の使命であり（弁護士法1条）、札幌弁護士会は、その役割を果たすべく、法律相談センター、刑事弁護センター、高齢者・障害者支援センターなどを運営し、人権擁護委員会をはじめ、「消費者」「情報問題」「子どもの権利」「犯罪被害者」「公害対策・環境保全」「両性の平等」「民事介入暴力対策」などの委員会活動を行っております。

社会にはさまざまな分野において地道にたゆみなく人権擁護活動をされている方々が多数おられます。そのような方々に敬意を表すとともに、この賞の選考を通じて私ども自らの活動を顧みる機会ともしたいと考えております。

どうぞ、本賞の趣旨をご理解いただき、多数の方々に応募いただきますよう、また、推薦いただきますようお願いいたします。

札幌弁護士会  
会長 高 崎 暢

## 過去の受賞例

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 第1回 ▶▶▶ 駆け込みシェルター運営委員会 | 第4回 ▶▶▶ 札幌遠友塾自主夜間中学 |
| 第2回 ▶▶▶ 浦河べてるの家        | 第5回 ▶▶▶ 北海道はまなすの里   |
| 第3回 ▶▶▶ 北海道子どもの虐待防止協会  |                     |

## 募集要項

### ■対象者

人権の侵害に対する救済活動、人権思想の普及・確立のための活動、その他人権擁護のための活動を通じて優れた功績を挙げた個人、グループ又は団体（ただし、弁護士及び弁護士のみで構成されるものを除きます）に授与します。

本賞の対象者は、札幌地方裁判所の管轄内（石狩・空知・後志・胆振・日高）に住所、事務所又は活動の本拠を置く者とします。ただし、その活動が全国的又は国際的な広がりを持ち、本拠地が札幌地方裁判所管轄地域外であるものでも同地域内において活動を行う者は、本賞の対象者とします。

### ■応募・推薦方法

推薦（自薦又は他薦）により、受賞候補者を募ります。

受賞候補者を推薦いただく場合は、推薦の理由と活動実績の資料等を添付して、本書裏面の候補者推薦書を札幌弁護士会宛てに提出してください。

応募の締め切りは、2009年（平成21年）7月15日（必着）となっています。

推薦いただいた方の中から、札幌弁護士会人権賞選考委員会で選考の上、受賞者を決定してご連絡いたします。

受賞者決定は、9月中を目途としております。

受賞者には表彰盾と副賞（20万円）を贈呈いたします。なお、本賞は財団法人札幌法律援護基金のご協力を得ております。



# 2009年度札幌弁護士会人権賞 応募・推薦書

応募又は推薦する個人・団体の名称		
個人の場合	住 所	〒
	氏 名	(ふりがな)
	電話番号	
団体の場合	住 所	〒
	団体名	(ふりがな)
	代表者名	(ふりがな)
	電話番号	

推薦者	住 所	〒
	氏 名	(ふりがな)
	電話番号	

推 薦 の 理 由
(活動目的、活動年数、構成員数、活動の実績などをお書きください。書き切れない場合は、別紙で結構です。活動実績に関する資料を添付してください。)

提出先 〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階 札幌弁護士会人権賞事務局

(郵送もしくは持参してください)